令和８年度　斎場運転管理業務公募型プロポーザル実施要領

１　趣旨

この要領は、斎場運転管理業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

２　業務概要

⑴　業務名

令和８年度　斎場運転管理業務

⑵　業務内容

岩沼市斎場における運転管理及び施設運営等を行うもの。

詳細は、別紙「令和８年度　斎場運転管理業務仕様書」（以下「仕様書」という。）に記載のとおり。

⑶　履行期間

①　履行期間は、契約日の翌日から令和 14 年３月 31 日までとする。ただし、契約日の翌日から令和９年３月 31 日までは準備期間とする。

②　準備期間に係る経費は、受注者の負担とする。

③　受注者は、支障なく円滑に業務を遂行できるよう前期受注者から引継ぎを受けること。

⑷　履行場所

岩沼市早股字新寺前 71 番地の１　岩沼市斎場

⑸　施設の概要

①施設内容　火葬炉３基、小動物炉１基　（燃料：灯油）

②建物延べ床面積　1,518.08 ㎡

③供用開始　平成 30 年５月

④火葬見込み件数（年間）　人体　550 件　小動物　600 件

⑹　委託上限額

令和９年度から令和 13 年度までの各年度においての限度額は、次のとおりとする。

令和　９年度　30,773,600 円

令和 10 年度　31,185,000 円

令和 11 年度　31,620,600 円

令和 12 年度　32,062,800 円

令和 13 年度　32,461,000 円

５年合計 158,103,000 円

※いずれも消費税及び地方消費税額を含む。

※各年度の委託料は、当該年度の予算成立を前提とする。

なお、提案する見積金額が、限度額を超えた場合は、本プロポーザルについて失

格とする。

3　業務体制の確立

受注者は契約締結後、業務を実施するため火葬等業務の経験と技術を有する人員の確保等、令和９年４月１日から適正に業務を遂行できるための体制を確保しておくこととする。それに係る経費は、受注者の負担とする。本業務に係る人員は、全て令和９年３月 31 日までに確保し、業務開始の日までに研修を終えていなければならない。

4　事業者選定方式

公募型プロポーザル

5　参加資格

参加者は、参加申込書の提出日において、次の項目をすべて満たしていなければならない。

⑴　過去５年以内に同種（火葬場の維持管理及び火葬）の官公庁（一部事務組合含む）発注の業務を元請として受注し、２年以上継続して履行した実績があること（指定管理を含む）又は現に２年以上継続していること（指定管理を含む）。

⑵　宮城県内に本店、支店又は営業所を有すること。

⑶　法人格を有すること。

⑷　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項の規定に該当しないこと。

⑸　地方自治法施行令第 167 条の４第２項に基づく本市の入札参加制限を受けていない、若しくは本市の指名停止措置を受けていないこと。

⑹　会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）、民事再生法（平成 11 年法律第 255 号）及び破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく手続開始の申立てがなされていないこと。

⑺　次に該当する者がいないこと。

ア　役員等（法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）と認められる者

イ　暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められる者

ウ　役員等が自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

エ　役員等が暴力団、暴力団員又は暴力団員が経営若しくは運営に関与していると認

められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者

オ　役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

⑻　無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分を過去及び現在において受けている団体又はその構成員がいないこと。

⑼　国税及び地方税（本市課税分に限る）に滞納がないこと。

6　スケジュール

内　容	日　程
公告	令和８年 11 月６日（金）
斎場見学会申込期限	令和８年 11 月 13 日（金）15 時まで
斎場見学会	令和８年 11 月 19 日（木）
質問受付期限	令和８年 11 月 24 日（火）15 時まで
質問回答	令和８年 11 月 30 日（月）17 時まで
参加申込提出期限	令和８年 12 月２日（水）15 時まで
参加資格確認・結果通知	令和８年 12 月４日（金）
提案書提出期限	令和８年 12 月 18 日（金）15 時まで
プロポーザル審査会	令和９年１月中旬
審査結果通知	令和９年１月下旬
契約締結	令和９年２月上旬
業務開始準備期間	契約日の翌日～令和９年３月 31 日（水）
履行開始	令和９年４月１日（木）

7　仕様書等の配布方法について

仕様書等は、市のホームページからダウンロードするものとする。

8　参加申込

⑴　提出期限

令和８年 12 月２日（水）15 時まで（必着）

⑵　提出先

岩沼市市民経済部生活環境課

宮城県岩沼市桜一丁目６番 20 号

⑶　提出方法

郵送（配達証明付き郵便）又は持参

※持参による受付の場合は、提出期限日を除いて、平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで

⑷　提出書類

①様式１号（公募型プロポーザル参加申込書）

②添付資料（詳細は様式１号に記載のとおり）

9　参加辞退について

参加資格を有するとして通知を受けた者が本プロポーザルを辞退する場合は、プロポーザル審査会の前日までに、辞退届（任意様式）を提出すること。

10　斎場見学会申込

⑴　提出期限

令和８年 11 月 13 日（金）15 時まで

⑵　提出先

岩沼市市民経済部生活環境課

⑶　提出方法

電子メール　kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp

⑷　提出書類

様式３号（斎場見学申込書）

11　質問の受付及び回答

質問がある場合は、次の方法により行う。

⑴　提出期限

令和８年 11 月 24 日（火）15 時まで

⑵　提出先

岩沼市市民経済部生活環境課

⑶　提出方法

電子メール　kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp

⑷　提出書類

様式４号（質問書）

⑸　回答

令和８年 11 月 30 日（月）17 時までに、随時、市ホームページに掲載する。

なお、回答内容は、必要に応じてこの実施要領及び仕様書の追加又は修正とみなすものとする。

12　提案書等の提出

公募型プロポーザル参加申込書を提出し、審査の結果、参加資格「有り」となった者のみ提出できるものとし、次のとおり提出すること。

⑴　提出期限

令和８年 12 月 18 日（金）15 時まで（必着）

⑵　提出先

岩沼市市民経済部生活環境課

宮城県岩沼市桜一丁目６番 20 号

⑶　提出方法

郵送（配達証明付き郵便）又は持参

※持参による受付の場合は、提出期限日を除いて、平日の８時 30 分から 17 時 15 分まで

⑷　提出書類

①様式５号（企画提案書）

②提案書（任意様式）

※表紙を付けること。表紙に社名、代表者名を記載し代表者印を押印すること。

※詳細は「12　提案書等の提出⑹　提案内容」を参照すること。

③参考見積書（任意様式）※内訳書も添付すること

④直近年度の決算報告書（貸借対照表、損益計算書）

⑸　提案書作成・提出にあたっての留意事項

①提案書はＡ４サイズ（両面印刷）で作成すること。

②正本１部（「12　提案書等の提出⑷提出書類」に記載したものすべて）、副本（正本のコピー）７部を提出すること。

③提案書等の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。

④提出された提案書等一切の書類は返却しないものとする。なお、提出された書類を提案者に無断で本件の目的以外に使用することはない。

⑤提出された提案書等の著作権は、提案者に帰属するが、審査に必要な範囲で複製を作成することがある。

⑥提出された提案書等については、差替え及び変更は認めない。

⑦提出された提案書等は、原則非公開とするが、岩沼市情報公開条例その他法令の規定に基づき、開示される場合がある。

⑹　提案内容

提案者は次の内容を提案すること。

①事業者の概要

②自治体等における類似業務の受託実績

③仕様書に基づいた業務に対する基本的な考え方、実施方針及び実施体制等

※「13　選定方法⑴　審査項目・審査基準」に沿って、順に記載すること。

13　選定方法

本業務の事業者選定は、令和８年度　斎場運転管理業務公募型プロポーザル審査委員会の審査を経て選定する。審査会において、受託候補者を選定する。

⑴　審査項目・審査基準

審査項目		審査基準
内容審査	基本姿勢 （配点 20 点）	故人の尊厳や遺族の悲しみに接する業務であることを十分理解していること。
		個人情報の保護及び適正な管理について理解し、具体的な対応方法が示されていること。
		従業員の採用方法及び採用の方針は、業務の継続性を確保できるもので、地域活性化に役立つこと。
	提案内容 （配点 20 点）	業務マニュアルの整備、研修方法は、確実に業務遂行できる内容であること。
		斎場利用者に対する応接に十分配慮されていること。
		利用者ニーズの変化に合わせて、新しいことに取り組む姿勢がみられ、サービス向上につながる内容であること。
	業務実施 （配点 20 点）	・経験活用 類似業務の実績や経験を有しており知識・ノウハウが十分に活かされることが期待できること。
		・人員体制 配置予定者の経験等、提案内容が実現できる人員体制となっていること。
		・緊急対応 緊急時に迅速かつ確実に対応できる体制が整っていること。
	運営基盤 （配点 20 点）	安定的に業務体制を維持できる組織及び執行体制であること。
価格審査　（配点 20 点）		適正かつ安価な委託料が算定されていること。

⑵　プロポーザル審査会の実施

①実施予定日

令和９年１月中旬（予定）

②場所

岩沼市役所（予定）

③出席者

１事業者当たり入室人数は 3 名以内とする。

④説明時間

15 分以内とする。

⑤ヒアリング

15 分程度とする。

⑥資料配布等

事前に提出した提案書に基づく説明を行い、追加資料の配布や投影は禁止する。

なお、プロジェクター等の使用を希望する場合は、提案書等を提出する際に申し出ること。

⑦その他

プロポーザル審査会の日程、場所については、後日連絡する。

また、提案が１者のみの場合であってもプロポーザル審査会において提案内容の審査を行い選定の可否を決定する。

⑶　下限点の設定

審査委員の合計点数が満点の６割に満たない場合は、要求水準を満たしていないとして、受託候補者として選定しない。

14　結果の通知及び公表

審査会において第１順位・第２位順位の受託候補者を選定したうえで、すべての提案者に対し、その結果を通知する。併せて、ホームページで公開する。

なお、本プロポーザルの審査結果に関する異議申し立て、質問等には応じない。

15　契約締結の方法

⑴　契約方法

市が選定した第１順位の受託候補者と提案書等に記載された項目について協議を行い、契約における仕様等の内容を定め、当該仕様書に基づく見積書を徴取し、「12提案書等の提出⑷提出書類③参考見積書」の範囲内であることを確認した上で、契約を締結するものとする。

⑵　その他

第１順位の受託候補者との協議が不調に終わった場合、又は第１順位の受託候補者が契約を締結しない場合には、第２順位の受託候補者と契約の交渉を行う。

16　その他

⑴　選定委員の構成、詳細な審査結果は公表しない。

⑵　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外し、失格とする。

①「５参加資格」の応募資格を満たさなくなったとき。

②提出書類が所定の期限までに整わなかったとき。

③参考見積書の金額が、「２　業務概要⑹委託上限額」を上回っていたとき。

④提出書類の内容に虚偽、不正又は本要領の定めに違反する記載があったとき。

⑤審査の公平性に影響を与える行為があったとき。

⑥その他不正な行為があったとき。

17　問合せ

⑴　担　当　岩沼市市民経済部生活環境課環境衛生係

⑵　住　所　宮城県岩沼市桜一丁目６番 20 号

⑶　電　話　0223-23-0584

⑷　ＦＡＸ　0223-22-1264

⑸　メール　kankyou@city.iwanuma.miyagi.jp